



第 10 回川経セミナー

平成 29 年 11 月 28 日 PM4:00
東京グランドホテル芙蓉の間にて、第 10 回川経セミナーを開催いたしました。

例年よりも早い時間の開催にもかかわらず、多数の方にご参加いただきましてありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

今回の講演会のタイトルは「事業承継と M&A」です。

講師は、ベンチャー・中小企業や病院などの経営コンサルや M&A・MBO 等の事業再編コンサルに長年に渡り携わり、弊社の取締役も兼任されている福森久美公認会計士です。

以下、セミナーの内容について簡単に報告いたします。

最近、自宅近くの商店街を歩いていると、元々あった店が違う店に代わっていたり、テナント募集中になっていたりするのを目にします。そんな時に、身近なところにも世代交代が起きつつあるのを感じるといったエピソードや、今までしてきた数多くのコンサルからの事例などを交えながらセミナーが進みました。



■事業承継対策と相続対策は密接な関係にあるが、事業承継対策とは「会社の経営権(支配権)を次世代にスムーズに移動し、取

引先との関係を維持しながら役職員の雇用を守ること」であり、相続対策とは「相続税の税負担を最小限に留めるよう対策を打つこと」であり、その目的は明確に違います。

■事業承継の 3 つの大きな問題

1. 後継者不在
2. 自社株の分散(経営の不安定化)
3. 大きな納税負担



特に後継者がいない場合の事業承継には ①社外招聘 ②IPO ③M&A ④廃業などが考えられる。

社外から後継者を招聘する場合、その候補者探しが困難であったり、新しい経営者が企業風土に合わなかったりして上手くいかないことがあります。

IPO(株式上場)の場合には、上場によるメリットは大きいですが、上場審査のハードルが高く簡単には上場できない。

M&A(会社売買のこと。通常は「株式売却」か「事業譲渡」の形で実行)

株式売却は、手続きが比較的簡単で、譲渡代金が株主に入り、譲渡会社の許認可を引き継げるなどのメリットがあるが、簿外債務・保証などの債務リスクをゼロにできないといったデメリットがある。

事業譲渡は、株式売却に比べ手続きが厳格であるが、会社の一部分を譲渡することも可能で、簿外債務・保証等のリスクを避けられるといったメリットがある反面、株主に譲渡代金が入らないことや、譲渡会社の許認可等を引き継げないこと、一部分の譲渡の場合には資産・負債の切り分けが難し

い場合があることなどがデメリットとして挙げられる。

■M&Aを実行する場合の4つの留意点

1. 譲渡先のイメージを持つ

- ・同業他社か、異業種か、ファンドも候補先か、取引先、役員・従業員など今後の会社の将来を思い描く。

2. 自社株を過大評価しない

- ・評価のベースは、時価純資産価額＋営業権（のれん）である。
- ・営業権（のれん）＝ 今後3～5年程度の期待キャッシュフローの現在割引価額
- ・キャッシュフロー＝ 利益額＋減価償却費
- ・利益額は役員報酬の多寡によって変動するので、役員報酬額は注視される。

3. 役員・従業員の処遇

- ・役員の待遇、従業員の雇用継続などの処遇について議論する。

4. Financial Adviser (FA) の選定

FAとは、譲渡先候補を探してくれる代理人で、条件交渉、価額交渉なども行う。FA会社数社と面談をして、慎重に選定するべきである。

FA会社の報酬は概して高い。最低で2,000万円という会社もある。また、候補者探しのため着手金や月額料金を請求する会社もある。

■M&A実行後にあったトラブルの例

- ・M&A前に出荷した製品につきクレームが発生し多額の出費が必要となった。
- ・譲渡会社の建物に建築基準法違反があったなど、法令違反等の事実が判明した。

などのトラブルが発生した事例がありますので注意が必要です。

■債務超過会社でも先々の利益を評価額とするM&Aが行われる場合があります。

懇 談 会

セミナー終了後には、ご参加された皆様と懇談会を開催いたしました。



弊社代表取締役社長北川が、故郷加賀の酒蔵菊姫から取り寄せた山廃原酒、大吟醸などの日本酒を紹介し、そのおいしさに皆様舌鼓を打ってらっしゃいました。

短い時間ではありましたが、楽しい時間を過ごすことができました。お忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございました。

第71回定時株主総会のご報告

川経セミナーに先んじて、弊社の第71回定時株主総会が開催されました。

残念ながらご参加いただけなかった方に、株主総会の内容をご報告いたします。

司会から開会宣言の後、山本専務により議決権の個数・委任状を含む出席株主の議決権の個数が発表され、本総会が適法に成立した旨の報告がありました。

北川社長による今期の当期業績の概要や業務改善への取り組み、翌期計画などを詳細に説明いたしました。

第1号議案は、山本専務が計算書類の概要を説明した後、神頭監査役により「いずれも適法かつ正確であり、適正なものと認めます」との報告があり、株主からの異議はなく承認可決されました。

第2号議案の剰余金の配当についても、原案通り承認可決されました。

